## 岩手県監査委員告示第51号

監査結果の公表(平成22年岩手県監査委員告示第38号)により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年12月7日

岩手県監査委員 千 葉 康一郎 岩手県監査委員 樋 下 正 信 岩手県監査委員 伊 藤 孝次郎 岩手県監査委員 工 藤 洋 子

- 1 監查対象機関名 保健福祉部医師支援推進室
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 平成22年4月21日
  - (2) 本監査実施日 平成22年6月16日
- 3 監査結果の公表の日 平成22年8月3日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
印刷物の作成等に当たり、需用費から支出すべきところ委	需用費から支出すべきところ委託料から支出していた印
託料から支出しているものが4件、905,575円あったので、	刷物等については、平成22年度当初予算において、需用費で
適正な事務の執行に努められたい。	予算措置を行った。
	今後は、歳出科目の誤りがないよう、室内のチェック体制
	の強化を図り、再発防止に努める。